

株式会社きらりコーポレーション 経理事務規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社きらりコーポレーション（以下「会社」という）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この会社の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この会社の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この会社の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準及び中小企業の会計に関する指針（以下「会計基準等」）に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 この会社の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(区分経理)

第5条 この会社は、事業活動ごとに区分経理を行うものとする。ほか、法令で定められた経理区分が必要な事業活動を行う場合は、その法令に基づきその事業活動に係る収益、費用及び運用資金など必要な事項を明らかにして経理区分を行うものとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、この会社の代表取締役が任命する。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、代表取締役が経理責任者の職務代行者を指名することができる。

2 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表等 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10年
- (3) 証憑書類 10年
- (4) その他書類 5年

(勘定科目の設定)

第8条 この会社の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称は、原則会計基準等に基づき決定するが、会計基準等にならない勘定科目を設ける場合は、代表取締役、経理担当者及び顧問税理士と協議のうえ決定する。

3 前項で決定した各勘定科目の名称で決定したものは、決定後速やかにこの会社の会計ソフトに反映させる。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うにあたっては、とくに次の原則に留意しなければならない。

(1) 貸借対照表における資産、負債及び純資産並びに損益計算書における収益及び費用についての増減内容は、それぞれその総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。

(2) その他については会計基準等に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 仕訳帳
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金出納帳
- ウ 固定資産台帳
- ク その他必要な勘定補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第11条 取引に関する記帳整理の一切は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票とは、下記の諸票を総称するものである。

(1) 通常の経理仕訳伝票

(2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票

(3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程で作成される会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票

3 会計伝票は、下記の諸表を総称するものであり、その様式は別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

5 会計伝票及び証憑には、その取引に係る責任者の承認を受けるものとする。 6 会計伝票には、勘定科目、取引の年月日、数量、金額、相手方等の取引の内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第12条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

(4) 稟議書及び上申書

(5) 検収書、納品書及び送り状

(6) 支払申請

(7) 各種計算書

(8) 契約書、覚書その他の証書

(9) その他取引を裏付ける参考書類

2 前項に定める証憑の電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができる。

(記帳)

第13条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合し、確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第14条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(予算書及び収支予算書の目的)

第15条 予算書及び収支予算書(以下「予算書等」)は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算書及び収支予算書の作成)

第16条 経理責任者は、事業計画に基づき、発生ベースの予算書の案を作成し、毎事業年度開始の日の15日前までに代表取締役へ報告するものとする。

2 前項のほか、事業活動により収支予算書が必要な場合は、事業計画に基づき、資金収支ベースの収支予算書の案を作成し、毎事業年度開始の日の15日前までに代表取締役へ報告するものとする。

(予算の執行)

第17条 各事業年度における費用の支出は、予算書等に基づいて行うものとする。

2 予算の執行者は、代表取締役とする。

(予算の流用)

第18条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、代表取締役が予算の執行上必要があると認めるときは、その限りとしなない。

(金銭の範囲)

第19条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(会計責任者)

第20条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、代表取締役が任命する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納及び保管)

第21条 金銭の出納は、会計責任者の承認のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

2 金銭の保管は、会計責任者及び会計事務の担当者が、代表取締役が指定した鍵付きの金庫にて、厳重に管理しなければならない。

(支払手続)

第22条 会計事務の担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づいて、取引を担当した部署の発行した支払伝票により、会計責任者の承認を得て行うものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第23条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第24条 会計責任者は、日々の現金による支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 小口現金は、不足の都度補充を行わなければならない。

4 金銭の出納に係る責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

5 預貯金については、毎月1回預貯金の残高を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、経理責任者に報告しなければならない。

(金銭の過不足)

第25条 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく経理責任者に

報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第26条 会計事務の担当者は、原則として毎月25日までに、前月分の現金及び預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行った上、会計責任者の確認を経てこれを経理責任者に提出しなければならない。

(金融機関との取引)

第27条 金融機関との預金取引、手形取引その他の取引を開始又は終了する場合は、代表取締役の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、代表取締役の名をもって行う。

(固定資産の範囲)

第28条 固定資産の範囲は、会計基準等に基づいて区別及び計上するものとする。

(固定資産の取得価額)

第29条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額

(2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額

(3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額

(4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の購入)

第30条 固定資産の購入にあたっては、代表取締役の決裁を受けなければならない。決裁を受けた起案書に見積書を添付の上、事前に代表取締役に提出しなければならない。

(有形固定資産の改良と修繕)

第31条 有形固定資産の性能を向上させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第32条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状

況及び移動について所要の記録をとり、固定資産を管理しなければならない。

2 有形固定資産に移動並びに毀損又は滅失があった場合、固定資産の管理責任者は、取締役へ通知し帳簿の整備を行わなければならない。

3 固定資産の管理責任者は、代表取締役が任命する。

(固定資産の登記及び付保)

第33条 不動産登記を必要とする固定資産は、その取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により毀損又は滅失のおそれのある固定資産については、適切な価額で損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却及び担保の提供)

第34条 固定資産を売却するときは、法令又は定款の規定により株主総会を経て、固定資産の管理責任者は、文書管理規程の規定に従い、起案書に売却先、売却見込代金その他必要事項を記載の上、代表取締役の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を借入金等の担保に供する場合について準用する。この場合において、前項の「売却先、売却見込み代金その他必要事項」とあるのは、「担保権者、借入金の総額その他必要事項」と読み替えるものとする。

(減価償却)

第35条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末、次の方法によりそれぞれ償却を行う。

(1) 建物、建物附属設備及び構築物、無形固定資産並びに繰延資産 定額法

(2) 前号以外の減価償却資産 定率法

2 毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。

3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるところによる。

(現物の照合)

第36条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

(決算の目的)

第37条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第38条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の書類を作成して、代表取締役提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表

(決算整理事項)

第39条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金及び前受金の計上
- (3) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (4) 各種引当金の計上
- (5) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (6) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (7) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第40条 この法人の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券及び投資有価証券…移動平均法による原価基準を採用する。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

本規程第35条のとおりとする。

- (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。

退職給付引当金…期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。

賞与引当金…支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。

- (4) 資金の範囲

現金預金、一時的な資金運用としての有価証券、未収金及び未払金、立替金及び預り金、前払金及び前受け金並びに仮払金及び仮受金

- (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理による。

- (6) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・自己所有の固定資産に適用する 減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法による。

(財務諸表等)

第41条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、確定した年度決算に基づき、次に掲げる財務諸表等の案を作成し、毎事業年度の終了後 2 か月以内に代表取締役へ報告しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 株主資本等変動計算書

(4) 収支決算書(収支予算書を作成した事業活動に限る)

2 財務諸表等(収支決算書を除く)の様式及びその勘定科目は、会計基準等による。

3 収支予算書、収支決算書の様式及びその勘定科目は、代表取締役、経理担当者及び顧問税理士と協議のうえ決定する。

(財務諸表等の確定)

第42条 代表取締役は、前条に規定する財務諸表等を作成し、事業報告とともに顧問税理士の監査を受けた後、株主総会に提出する。株主総会においてその承認を得て財務諸表等が確定するものとする。

(その他必要とされる書類)

第43条 経理責任者は、前条の財務諸表等のほか、損益計算書内訳表を作成し、代表取締役へ報告しなければならない。

(細則)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役が定める。

(改廃)

第45条 この規程の改廃は、代表取締役が行う。

附則(施行日)

この規程は、平成 29年3月1日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。